

令和 5 年 度

指定管理者監査結果報告書

( 特定非営利活動法人 笑顔 )

寝屋川市監査委員



# 指 定 管 理 者 監 査

## 1 監査の目的

指定管理者監査を実施することにより、本制度の目的が適切に達成されているかどうかについて検証し、更に制度導入効果の向上が図られることを目的とする。

## 2 監査の対象

### (1) 指定管理者

特定非営利活動法人 笑顔

### (2) 公の施設

寝屋川市立学び館

### (3) 所管課

社会教育部 社会教育課

## 3 監査の範囲

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者の特定非営利活動法人 笑顔に行わせた令和4年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象として実施した。

また、所管課の指定管理に係る事務についても監査の対象とした。

## 4 監査の期間

令和5年11月21日から令和6年3月27日まで

## 5 監査の方法

監査に当たっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、指定管理者及び所管課から関係書類の提出を求め、寝屋川市監査委員監査基準に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類の照合、点検、計数確認などを行うとともに、指定管理者及び所管課への実地監査及び聴き取りの方法により実施した。

### (1) 指定管理者の公募の手続について

- (2) 指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定の手続について
- (3) 協定書及び年度協定書の締結について
- (4) 協定書及び仕様書に基づく業務の実施について
- (5) 利用許可等について
- (6) 住民の平等利用の確保について
- (7) 利用料金の設定及び収納手続について
- (8) 利用料金の減免及び還付について
- (9) 現金の管理について
- (10) 自主事業について
- (11) 施設の維持管理について
- (12) 施設の安全対策について
- (13) 経営状況について
- (14) 個人情報の管理について
- (15) 職員体制、研修について
- (16) 利用者へのサービス向上及び稼働率向上のための具体的な努力・方策について

## 6 指定管理者の概要

- (1) 団体の名称等  
特定非営利活動法人 笑顔  
大阪府寝屋川市小路南町17番7号  
理事長 山口 左月美
- (2) 選定方法  
公募による
- (3) 指定の議決  
令和2年12月市議会定例会
- (4) 指定の期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

## 7 施設の概要

### (1) 名称

寝屋川市立学び館（以下「学び館」という。）

### (2) 所在地

大阪府寝屋川市明和一丁目13番23号

### (3) 指定管理者が行う業務

ア 学び館の利用の許可に関する業務

イ 学び館の施設及び附属設備（物品を含む。）の維持管理に関する業務

ウ 上記ア、イに掲げるもののほか、学び館の運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会の権限に属する事務を除く業務

### (4) 施設

ア 開 設 平成28年4月

イ 構 造 鉄筋コンクリート造

ウ 階 数 地下1階地上3階建

エ 延床面積 1,377.4㎡（1階の一部、2階及び3階）

オ 施 設 自習室、図書室、講習室、音楽室、学習室、和室、茶室、料理室、多目的室、その他共用部分 等

## 8 利用の状況

学び館については、平成28年度の開設以来指定管理者制度に基づき運営しており、導入当初から、特定非営利活動法人 笑顔（以下「笑顔」という。）が指定管理者である。

利用者数の5年間推移は、表1のとおりである。

令和元年度以降、特に令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が大幅に減少したものの、令和4年度は増加傾向となっている。

**表 1 利用者数の推移（平成30年度～令和4年度）**

（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸室（免除含む。）	12,494	10,934	4,987	3,581	7,138
茶室	438	478	81	52	217
和室	1,502	1,044	411	419	611
講習室	389	243	126	154	231
学習室	1,330	1,051	594	603	743
音楽室	2,909	3,339	1,256	1,054	1,891
料理室	366	291	153	27	67
多目的室	5,560	4,488	2,366	1,272	3,378
自主事業	21,111	20,758	10,779	6,852	10,706
うち、施設開放交流事業 （図書館、自習室等）	12,280	12,369	5,553	2,143	4,519
<b>合計</b>	<b>33,605</b>	<b>31,692</b>	<b>15,766</b>	<b>10,433</b>	<b>17,844</b>

※ 令和2年3月頃からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休館などにより、利用者数が大幅に減少している。

## 9 利用促進の状況

学び館の自主事業の事業内容をより広く市民に周知するため、従来の市広報誌での広報活動に加え、令和3年度に公式LINEを開設することで利用者へのダイレクトな周知を行い、情報伝達の時間短縮を図ったほか、令和4年度からは新たに自治会の回覧板を活用した広報も行っている。

さらに、利用者のサービス向上のため、自主事業による講座終了後のアンケート調査によって利用者の要望を把握し、講座の企画を検討する等、市民が参加したくなる自主事業の工夫を行い、一層の利用促進を図っている。

令和4年度の自主事業は、表2のとおりである。

表2 令和4年度自主事業

青少年健全育成事業	わくわく学びクラブ	
	算数 5歳児クラス	
	算数 1・2年生クラス	
	算数 3～6年生クラス	
	冬休みプログラミング体験	
	Kidsクッキング	
	アートセラピー教室	
	英会話 年少クラス	
	英会話 年中クラス	
	英会話 年長クラス	
	英会話 1年生クラス	
	英会話 NM1クラス	
	英会話 NM2クラス	
	5歳児のひらがな入門教室	
	1年生のひらがな教室	
	書道教室①～⑥	
	成人健全育成事業	文化講座
		ネイティブの英会話教室
おとなの硬筆教室		
おとなの書道教室		
パソコン教室		
サンデークッキング		
お菓子教室第2クラス		
お菓子教室第3クラス		
フラダンス教室		
楽しく体操教室第1・3クラス		
楽しく体操教室第2・4クラス		
ヨガ教室		
イベント事業		ジャズコンサート
	サークルイベント	
施設開放交流事業	施設開放（図書室・自習室）	
相談	相談	

10 収支の状況

令和4年度決算の内容は、表3のとおりである。

表3 令和4年度決算

(単位：円)

内 容		決 算 額	予 算 額	差 引
収入	利用料金	626,600	677,000	△ 50,400
	市委託料	29,000,000	29,000,000	0
	雑入	15,598	0	15,598
	自主事業収入	4,446,610	6,539,000	△ 2,092,390
	事業参加費	4,446,610	6,539,000	△ 2,092,390
小計 (a)		34,088,808	36,216,000	△ 2,127,192
支出	人件費	25,841,659	25,858,000	△ 16,341
	常勤職員	16,974,600	15,750,300	1,224,300
	非常勤職員	6,563,299	7,791,616	△ 1,228,317
	福利厚生費	2,303,760	2,316,084	△ 12,324
	旅費	4,600	10,000	△ 5,400
	一般消耗品費	498,634	500,000	△ 1,366
	印刷製本費	200,239	240,000	△ 39,761
	修繕料	144,925	150,000	△ 5,075
	電話料	37,222	50,000	△ 12,778
	郵便料	6,740	30,000	△ 23,260
	手数料	591,684	585,000	6,684
	保険料	43,900	50,000	△ 6,100
	使用料	198,000	200,000	△ 2,000
	備品購入費	474,170	500,000	△ 25,830
	公課費	322,014	500,000	△ 177,986
	その他	1,574,700	1,688,000	△ 113,300
	研修費	25,000	50,000	△ 25,000
	消費税	1,549,700	1,638,000	△ 88,300
	自主事業費	3,652,754	5,855,000	△ 2,202,246
	報償費、教材費等	3,652,754	5,855,000	△ 2,202,246
小計 (b)		33,591,241	36,216,000	△ 2,624,759
収支額 (a) - (b)		497,567	0	497,567

※ その他、大阪府全域に発出されていた「まん延防止等重点措置に基づく要請」により、市民等が令和4年1月27日から3月21日までの間において学び館を利用しなかったことに伴い指定管理者が利用料金を還付等した額を市が補てんした補償金の収入が8,200円ある。

## 11 監査の結果

監査の結果を総合的にみると、事務の執行についてはおおむね適正と認められた。

しかし、一部事務処理に適正を欠くものや、改善を要する事項があり、文書による指摘は10件であった。

なお、軽微な記載漏れや記載誤り等については、口頭で指摘をした（32件）。

### (1) 指定管理者 特定非営利活動法人 笑顔 に対する指摘

#### ア 利用許可について

寝屋川市立学び館条例施行規則（以下「規則」という。）第11条第2項に規定する利用許可の手続について、寝屋川市立学び館利用許可書が交付されていなかったため、規定に基づき適切に対応されたい。

#### イ 利用料金等について

地方自治法第244条の2第9項、寝屋川市立学び館条例（以下「条例」という。）第7条第2項、寝屋川市立学び館指定管理者協定書（以下「協定書」という。）第7条第1項及び第2項第3号に規定する利用料金等について、あらかじめ教育委員会の承認を受けていなかったため、規定に基づき適切に対応されたい。

#### ウ 利用料金の還付について

規則第16条第2項に規定する利用料金の還付について、利用料金の還付を受けようとする者から寝屋川市立学び館施設利用料金還付申請書の提出を求められたい。また、現金によって利用料金の還付をするときは、利用料金の還付を受けた者から領収書（受領書）を徴されたい。

#### エ 事業報告書について

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「手続等条例」という。）第9条第1項及び協定書第12条第1項に規定する事業報告書の提出期日について、年度終了後30日以内に提出することとされているが、30日を超えて提出されていたため、規定の期日までに提出されたい。

オ 個人情報管理規定について

法人が定める個人情報管理規定において、収集する個人情報の利用目的を明文化し、施設内の掲示またはホームページ等で公表することとされているが、施設内の掲示またはホームページでの公表がされていなかったため、適切に対応されたい。

カ 経理規程について

協定書第29条に規定する自身の団体や他の事業と分離独立した経理規程が設けられていなかったため、適切に対応されたい。

(2) 社会教育課に対する指摘

ア 利用料金等について

地方自治法第244条の2第9項、条例第7条第2項、協定書第7条第1項及び第2項第3号に規定する利用料金等について、指定管理者から書面による利用料金等を定めるに当たっての申請が提出されておらず、書面による利用料金等の承認が行われていなかったため、規定に基づき適切に対応されたい。

イ 利用の期間外申請及び利用料金の免除について

規則第10条第2項に規定する利用許可の期間外申請及び規則第15条第1項第2号又は第3号に規定する利用料金の免除に係る教育委員会の承認について、起案を行わず承認されていた。起案については、事案の処理についての意思決定を受けるために必要な手続であり、適切に対応されたい。

ウ 事業報告書について

手続等条例第9条第1項及び協定書第12条第1項に規定する事業報告書の提出期日について、年度終了後30日以内に提出することとされているが、30日を超えて提出されていたため、指定管理者に提出を促すなど、規定の期日までに受領されたい。

エ 経理規程について

指定管理者において、協定書第29条に規定する指定管理者自身の団体や他の事業と分離独立した経理規程が設けられていなかったため、指定管理者への指導を行うなど適切に対応されたい。

## 12 むすび

検討・改善を要する事項は以上のとおりであるが、平成28年度の開設以来、平成30年度までは貸館業務及び自主事業の利用者数が増加していたが、令和元年度以降、特に令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う休館などにより、利用者数が大幅に減少している。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、利用者数が増加傾向にあり、笑顔においても更なる利用者数の増加に向けて、アンケートの活用等により自主事業のより一層の充実を図っている。

今後も各種事業を実施することにより、市民の世代間の交流を推進し、人と人とのふれあいを図り、生涯学習の一助となる社会教育施策が実施されるよう努められるとともに、適正な管理運営に努められたい。